

業務の運営に関する規程

厚生労働大臣許可番号 15-ム-010001
社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
福祉人材無料職業紹介所

本所は、公共に奉仕する目的のもとに、福祉人材を対象として一切無料で次の要領により、職業紹介事業を行うものであります。

第1 求人

1 本所は、次に掲げる職業の範囲等に関する新潟県内の求人の申込みについて受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の雇用条件が通常の雇用条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

(1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所（ただし、社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む）

(2) 介護保険法に規定する介護保険事業所

(3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所

(4) その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等

(5) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

(6) 行政が実施する相談所（福祉事務所、児童相談所、更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等）

(7) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は、上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む

2 求人申込みは、求人者又はその代理人が次のいずれかの方法によりお申込みください。

(1) 所定の求人票による来所又は郵送での申し込み

(2) インターネット「福祉のお仕事」ホームページからのインターネットによる申込み

3 求人申込みの際には、賃金、労働条件その他の雇用条件を明記してください。

第2 求職

1 本所は新潟県内に就労を希望する求職者で、第1の1に掲げる職業の範囲等に関する求職の申込みについて受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が次のいずれかの方法によりお申込みください。

(1) 求職票等による来所等での申し込み

(2) インターネット「福祉のお仕事」ホームページ等からのインターネットによる申込

み

3 特別な資格を必要とする職業に求職する者は、免許証又は免許証の写しを提示してください。

第3 紹介

1 求職の方には、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をします。

2 求人の方には、ご希望に適合する求職者を極力お世話をします。

3 求職の方を求人者に紹介するときは、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者のところへ行っていただきます。

4 いったん求人・求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介いたします。

5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。

第4 その他

1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者の双方から本所にその結果を報告してください。また、雇用関係が終了したとき及び紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

2 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人情報はすべて秘密とします。

3 本所が職業安定法に基づく業務に関する広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないと確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切いたしません。

5 この規程に定めるもの他、本所の業務は、職業安定関係法令及び関係通達に基づいて運営いたします。

以上

令和7年6月26日

代表者 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
会長 高井 盛雄